

○草津市附属機関設置条例（抜粋）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）

| 名称 | 担任意務 | 定数 |
|--------------|---|-------|
| 草津市子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務 | 20人以内 |

○草津市附属機関運営規則（抜粋）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委

員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

（関係人の出席等）

第7条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

別表第1（第2条、第10条関係）

| 附属機関の名称 | 委員資格者 | 所属 |
|--------------|--|-----------------|
| 草津市子ども・子育て会議 | (1)学識経験を有する者 (2)公募市民 (3)児童福祉関係団体から選出された者 (4)保健・医療関係団体から選出された者 (5)学校教育の関係者 (6)経済・労働関係団体から選出された者 (7)社会教育の関係者 (8)その他市長が必要と認める者 | 子ども家庭部子ども子育て推進室 |